

答 申 情 第 4 8 号

平成 2 7 年 9 月 1 4 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日付け都住政第 6 3 3 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特優賃建設事業完了実績報告書の公文書一部公開決定事案についての異議申立てに対する決定 (諮問情第 7 5 号)

(別紙)

## 1 審査会の結論

実施機関が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成26年11月17日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、京都市特定優良賃貸住宅である2棟の建築物（以下「特定建築物」という。）に関する特定優良賃貸住宅建設事業完了実績報告書の添付書類のうち、限度額家賃算定表及び（確定入力データ欄）中の昇降機設置工事費の金額が記載されている文書の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

(2) 実施機関は、本件請求に対し、以下の文書を特定した。

ア 10年度特定優良賃貸住宅建設事業完了実績報告書（平成10年11月5日付け）

イ 平成11年度特定優良賃貸住宅建設事業完了実績報告書（平成11年11月19日付け）

※ただし、上記ア及びイそれぞれの添付文書のうち、以下に記載する特定建築物の文書のみ。

・限度額家賃算出表のうち、(1)建設費の内訳のc 昇降機設置工事費欄の金額が記載された文書。（以下「本件公文書1」という。）

・（確定データ入力欄）のうち、建設費の昇降機設置工事費欄の金額が記載された文書。（以下「本件公文書2」という。）

(3) 実施機関は、本件公文書1及び本件公文書2のうち、「建設費及びその内訳が分かる部分、建物概要並びに土地概要（建物及び土地等の面積並びに土地の価額を除く。）」の部分（以下「本件非公開部分」という。）の公開をせず、その他の部分を公開するとの公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成26年12月2日付けでその旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

条例第7条第2号に該当

公開することにより、当該事業者の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。

(4) 異議申立人は、平成26年12月3日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、当該処分を取り消すことを求める異議申立てをした。

### 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

### 4 実施機関の主張

公文書一部公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

#### (1) 特定優良賃貸住宅について

特定優良賃貸住宅とは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「特優賃法」という。）に基づき、主に中堅所得者向けの良質な賃貸住宅として、市長から認定を受けた住宅のことである。認定は住戸単位で行っており、認定を受けた住戸に対しては、建設費補助、家賃減額補助及び利子補給の公的助成が講じられることがある。

#### (2) 本件公文書の概要について

「特定優良賃貸住宅建設事業完了実績報告書」は、建設費補助の交付決定を受けた認定事業者に対して、京都市特定優良賃貸住宅補助金等交付要領（以下「要領」という。）第11条において、建設事業完了後、速やかに提出することを義務付けている文書である。

要領では「特定優良賃貸住宅建設事業完了実績報告書」の様式を定めており、同様式の中で「限度額家賃算出表」を添付することとしている。

今回、本件請求に基づき特定した本件公文書1は、特定建築物に係る「限度額家賃算出表」であり、本件公文書2は、その添付資料である「確定データ入力」と表題された文書である。

なお、「限度額家賃」とは、特優賃法第13条において「当該特定優良賃貸住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額」であり、同条においてこの額を超える家賃を契約し、又は受領してはならないとされているものであり、今回特定した文書においては、上記の「限度額家賃」算出の根拠となる諸要素の金額が記載されている。

#### (3) 条例第7条第2号該当性について

異議申立人は、過去に、特定建築物のうちの1棟に係る特定優良賃貸住宅供給計画申請書等の公文書公開請求を行ったうえで、それを受けて実施機関が行った公文書一部公開決定処分に対して異議申立てを行ったことがあり、実施機関はこれについて当審査会に諮問し、平成23年12月7日付け答申第13号により答申を受けた。

答申第13号においては、「建設補助金（見込額）」については、一般的には、条例

第7条第2号にいう事業主の事業活動上の情報に該当するものの、公金の支出に係る情報であって、実施機関が説明責任を負うべき事項であること、及び実際の建設費に連動する情報でないことから、公開することにより、当該事業主の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するとまでは言えないと判断する。」と判断されている。

これを踏まえ、本請求において、実施機関は、公金の支出に係る情報であり、かつ、実際の建設費に連動するものではないことから、建設補助金の情報については公開することとしたが、それぞれの団地の建設に必要な費用及びその内訳、維持管理費、損害保険料、公課については、実際の建設費又はこれに連動する情報であり、条例第7条第2号に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該個人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの」に該当すると判断したうえで、本件処分を行ったものである。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 条例第7条第2号該当性について

本件請求対象公文書は、住宅金融公庫融資950万円貸付対象であり、京都市特定優良賃貸住宅建設事業の補助対象部分であり、特優賃住宅の家賃の算出のための費用である。両団地の特優賃家賃額は、既に公開公表済の情報である為、非公開の理由には、根拠がない。

答申情第13号の判断は本件の先例である。「建設補助金の対象である昇降機設置工事費については、一般的には、事業主の事業活動上の情報に該当するものの、公金の支出に係る情報であって、実施機関が説明責任を負うべき事項であること、及び実際の建設費に連動する情報でない（当該建設補助金の算定方法は、特優賃の1戸当りの床面積の規模から交付金を算定し、建設費の多寡により変動するものではないこと）から、公開することにより、当該事業主の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するとまでは言えない」としている。

よって、本件公文書の公開を求める。

### (2) 条例第7条第2号ただし書きア及びイ該当性について

特定建築物の建設事業補助金の受給に当たり、約20%の架空水増しが行われ、違法な補助金支出が行われていることを隠ぺいしてきた。

また、特定建築物が、特優賃法及び建築基準法に反するエレベーターの積載荷重能力及びTWQ仕様（地震時管制運転が可能なもの）の能力が減少する変更を行っている。この変更の承認、特優賃法第5条の変更の認定及び建築基準法の変更に係る通知手続を

行っていない理由について、実施機関は、異議申立人に対し説明責任を果たさず、特優賃法第10条の改善命令を怠ってきた。

昇降機は、利用する人の生命及び身体を保護するため、建築基準法第12条第3項に定期報告義務を規定する建築設備である。特定建築物の入居者家族及び訪問者等が、日常生活に使用するエレベーターである。

よって、条例第7条第2号ただし書ア及びイ該当する情報として公開を求める。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件公文書について

特定優良賃貸住宅建設事業完了実績報告書は、建設費補助の交付決定を受けた認定事業者に対して、要領第11条において、建設事業完了後、速やかに提出することを義務付けている文書である。

要領では「特定優良賃貸住宅建設事業完了実績報告書」の様式を定めており、同様式の中で「限度額家賃算出表」を添付することとしている。

本件公文書1は、特定建築物に係る家賃の「限度額家賃算出表」であり、本件公文書2は、「限度額家賃算出表」の添付資料である「確定データ入力」と表題された文書である。

実施機関は、本件公文書のうち、建設補助金の額を公開し、特定建築物の建設費の総額及びその内訳、各種建築設備の維持管理費、損害保険料、公課並びに地代を非公開としている。

### (2) 条例第7条第2号該当性について

当審査会の答申第13号は、特定建築物の建設に係る資金計画の内訳、工事総額、住宅金融公庫からの借入額、利子補給額等について非公開としたことが争われた事案である。同答申では、「事業を営む個人の当該事業の財務状況に関する情報は、一般的には、公開することにより当該個人の事業活動上の地位その他の正当な利益を明らかに害するおそれがあると認められる。」としたうえで、「建設補助金（見込額）については、一般的には、条例第7条第2号にいう事業主の事業活動上の情報に該当するものの、公金の支出に係る情報であって、実施機関が説明責任を負うべき事項であること、及び実際の建設費に連動する情報でないことから、公開することにより、当該事業主の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するとまでは言えないと判断する。」としている。

異議申立人は、当該答申の「建設補助金（見込額）については、」の部分を「建設補助金の対象である昇降機設置工事費については、」と書き換えて公開すべきであると主張

しているが、答申の当該部分は「建設補助金」そのものに関する判断であり、昇降機設置工事費は実際の建設費の一部であることから、当該主張は失当である。

よって、本件非公開部分については、実際の建設費又はこれに連動する情報その他の事業の財務状況に関する情報であり、条例第7条第2号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は、答申の趣旨に沿う、妥当なものである。

(3) 条例第7条第2号ただし書該当性について

異議申立人は、特定建築物について、違法に昇降機の仕様の変更が行われており、昇降機は、利用する人の生命及び身体を保護するため、建築基準法の定期報告義務を課せられた設備であること等を理由に、本件非公開部分は、条例第7条第2号ただし書に該当し、公開すべきと主張する。

しかし、実施機関が非公開としているのは、工事費等の金額にすぎず、異議申立人の主張する違法性の有無にかかわらず、公開することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に資するような情報ではなく、条例第7条第2号ただし書に該当する情報ではない。

(4) その他、異議申立人は、特定建築物の建設事業補助金の受給に当たり、約20%の架空水増しが行われ、違法な補助金支出が行われている等様々な主張を行っているが、それらはいずれも異議申立人の単なる推測の域を超えないものであり、当審査会の結論を左右するものではない。

(5) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成26年12月26日 諮問

平成27年 1月30日 実施機関からの理由説明書の提出

2月27日 異議申立人からの意見書の提出

7月13日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第4回会議）

8月 4日 審議（平成27年度第5回会議）

9月14日 審議（平成27年度第6回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望があったが、その後取り下げられたため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）